

令和4年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	田 島 清 美
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治

教育文化部長	足立篤隆
会計管理者兼 会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
企画課長	山内明
住民課長	宮川雅人
福祉子ども課長	花村定行
建設課長	森泰人
教育文化課長	田島茂樹
郡教委学校教育課長	五藤政志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	大堀ももこ

1. 議事日程（第3号）

令和4年3月17日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第25号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 第26号議案 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議について
- 日程第3 第1号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認について
- 日程第4 第2号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第3号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第4号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第5号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第6号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第7号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第8号議案 笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第9号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を

改正する条例について

- 日程第12 第10号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第11号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第14 第12号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 第13号議案 財産の無償譲渡について
- 日程第16 第14号議案 町道の路線認定について
- 日程第17 第15号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 第16号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 第17号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 第18号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 第19号議案 令和4年度笠松町一般会計予算について
- 日程第22 第20号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 第21号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 第22号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第25 第23号議案 令和4年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第26 第24号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計予算について

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第25号議案から日程第26 第24号議案までについて

○議長（田島清美君） 日程第1、第25号議案から日程第26、第24号議案までの26議案を一括して議題といたします。

第25号議案の提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

1 議案追加で議案を提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

追加議案の1 ページをお開きいただきたいと思います。併せて議案資料も見ていただくとよく分かると思います。

第25号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

この空き家対策の事務分掌であります。当初といいますか、平成24年の当時ですが、防犯対策として総務部総務課で条例を制定し、その事務を総務課で取り扱ってきました。その後、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月に公布され、この法律の所管といいますか、国土交通省所管であったことから、建設課の住宅施策の一環としてその後は取り扱ってきました。それで、町村の規模ですと1事業の事務量が1人以上という事務はなかなかなくて、1人の職員が複数の事務を兼務でこなしているわけですが、効率という点から、ここ数年は、環境保全、つまり美しいまちづくり条例の事務と関連性があるとの判断で環境経済課に移してこの事務を取り扱ってまいりました。

こうした中、来年度から市街化調整区域の今後の土地利用を推進するための調査・研究を進めてまいりたいと考えており、この事務を建設課に地域再生推進担当として2名程度を配置して行いたいと考えております。土地利用の促進や地域再生という大きなくくりではありますが、この担当の下で行うほうが効率的であるとの判断で今回の条例改正を提案するものでございます。

内容としましては、関連業務を集約して住民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、環境経済課が担当している空き家等対策に関する事務を建設課へ移管することに伴い、建設部の分掌事務に空家等対策に関するものを加えるものであります。

また、空家等適正管理審議会設置条例第7条に規定してある庶務担当を「企画環境経済部」から「建設部」に改めるものであります。

施行期日は、令和4年4月1日からでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。ただいま提案の第25号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことに決しました。

第26号議案の提案理由の説明を求めます。

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 提案説明の前に、まずもって昨晚の宮城、福島の甚大なる震度6強の地震に対しまして、多くのけが人、また東北新幹線、東北自動車道が大変な被害を受けられました。また、多くのけが人が出ているようでございます。まずもってお見舞い申し上げます。

また、私たち、この中部地方もいつ何どき大きな災害が起こるか分かりません。私たちも気を引き締めて毎日を過ごしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、第26号議案 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議について、長野恒美議員、安田敏雄と2人で提出者といたしましたので、よろしく願いいたします。

2月24日以来のロシアによるウクライナへの軍事侵略に、多くの子供、一般市民が犠牲になり、まずもってお見舞い並びにお悔やみを申し上げます。

無差別の市街地、小児病院、原発、核施設の砲撃と続いています。ウクライナへの侵略と位置づけ、明白な国際法違反、国連憲章の重大な違反と思ひ、即時停戦、ロシア部隊の撤退交渉が進まない状況です。笠松町議会として町民からの負託を受けている中、この決議には全員の賛同をいただきたいと思いますと思っております。

この決議案の朗読をもって提案説明とさせていただきますので、御議決いただきますようよろしく願い申し上げます。

それでは、朗読させていただきます。

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議。

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始しました。

この侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる明白な国際法違反であるとともに、国連憲章の重大な違反であり、本議会はこれを厳しく非難する。

力による一方的な現状変更は、国際秩序の根幹を脅かす行為であり、断じて認められるものではなく、ロシアは、ウクライナに対する攻撃を即刻停止し、部隊をロシア国内に撤収するよ

う強く求める。

また、我が国は残忍な核攻撃を受けた唯一の被爆国であり、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言を断固として許すわけにはまいりません。

国においては、在留邦人の安全確保に努めるとともに、国民生活の影響対策について万全を尽くすことを要請する。

併せて、核兵器の使用禁止を対外的に強く訴えるとともに、国際社会と連携し、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け、全力を尽くすことを要請する。

以上決議する。

令和4年3月17日。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。この際、第26号議案 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議についてを先議いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案を先議することに決しました。

第26号議案 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

第1号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

第2号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 育児休業についてで、反対ではありませんが、もう私といたしましてはしばらく関係のないことで、どんどん育児休業自体の、私が議員で入った頃と随分違ってきているようにも思えるのですが、具体的に、育児休業、今、笠松町でこの条例に伴うものではどのようになるのか、育児休業自体の今の現状を説明していただきたいと思いますが、お願いいたします。この機会にしか聞けないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（田島清美君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、お答えをさせていただきます。

育児休業の現況についてということで、まず現状の制度といたしましては、3歳未満のお子さんを養育するために育児休業が必要な職についてこういった制度が認められておりまして運用がされているところで、現状から申し上げますと、まず職員のほうでございますが、ここ数年では出産をいたしました女性職員については、この育児休業の制度を取得して育児をしているというような状況で、過去には男性職員も2名ほどがこの制度を活用して育児休業をいたしております。

こういった現状の中で、今回の条例改正についてでもそうなんです、大まかに言いますと、今回この条例改正でこういったことを改正されるかといいますと、非常勤の職員の方の育児休業の取得要件の緩和ということで、従来ですと、勤続年数、引き続き在職した期間が1年以上ある方が対象となっております。それを今回緩和されるということで、国のほう、人事院が行われました国家公務員の育児休業等に関する改正の意見の申出ということで、大きく大上段の構えの話をいたしますと、そもそもは男性職員による育児の促進ですとか女性職員の活躍促進をさらに進めるための方策の一つとしてこういったような制度を改めて拡充していこうという背景の中で、今回条例の改正をさせていただくというものでございます。

それで、今回の条例については、ただいま申し上げたように、非常勤の方で、今までは1年以上在職期間がないと取得することができなかったものが、それが撤廃されてよりそういった制度を活用できる方が増えていくということで、先ほど申し上げた大きな背景の中の方策の一つとして今回改正をさせていただくという内容でございます。

あと、細かい制度については、またいろいろ、期間ですとか手当金の話ですとかいろいろもろもろございますので、また別途お尋ねいただければ御説明のほうを申し上げたいと思います。

以上です。

[挙手する者あり]

○議長（田島清美君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 申し訳ありません。育児休業という形になって、私たちの時代だと産前産後、産休のような形でいただいていたと思うんですが、それと育児休業と全く違ってきているということが、例えば産前産後についてもどのようになっているのか分かりましたら教えてください。

○議長（田島清美君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

今の産前産後の休暇につきましては、産前は6週間、産後は8週間ということで期間がございまして、一般職の職員につきましては特別休暇という扱いで、こちらは有給の休暇になっております。それで、非常勤の方については、産前産後の休暇はあるんですけども、こちらのほうは無給の休暇になっております。ただし、その方が社会保険もしくは雇用保険等に加入しておられれば、そちらのほうから出産手当金ですとか、育児休業の期間については育児休業給付金というような性格のお金が給付されるというような現行制度になっております。以上です。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） すみません、議案をちょっと勉強させていただいたときに聞いたのですが、先ほども答弁であったように、男性職員の、今回のやつは会計任用職員とかに関係するものですが、既に正職員の方についてはこの条項というのは適用されていると思うんですけども、男性職員が2名ほどということで、女性に比べるとかなり割合として少ないと思うんですけども、それは何か理由をどのように分析されているのか。いわゆる男女の平等であったり、ワンオペ育児の解消であったりということが目標ではあると思うんですけども、その辺のことについてどのように分析をされているのか、認識をお聞かせください。

○議長（田島清美君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

男性職員の育児休業の取得については、制度上のことですがいろいろなことは、機会を捉え、アナウンスのほうはさせていただいております。

それで、やはりこの間のジェンダーのお話じゃないんですけども、一義的に出産された後に女性の方が育児に関われる部分が主にはあってそういったような状況にあるのかとは思いますが、先ほど申し上げた、職員の個々の家庭の状況ですとか、考え方いろいろによるところも大きいのかもしれませんけれども、現に実績として取得した職員もおりますので、笠松

町の職場環境としては、そういったようなのが取りにくいとかそういったことのないように、そういった環境の創出には努めてまいりたい、こんなような思いを持っているところでございます。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 今回、国民健康保険税も後期高齢者医療保険料も介護保険料も全てが引上げになると思いますが、これについてと、それから未就学児の均等割、ある自治体によってはこの均等割に併せて、余裕があるところであるかもしれませんが、基金に積み立てる部分から入れて、それを担保にして2分の1を全部その自治体で賄うというような方向もありましたが、現笠松町の国民健康保険の基金は、今現在か、令和3年度末ではどれくらいになり、そんな余裕はないのかどうか、お尋ねします。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず最初に、介護保険料のほうは上げはしません。令和3年度から3年間は同じでございますので、令和4年度に上げということはございません。

それから、国民健康保険につきましては、基金のほうがこの令和3年度末、一応見込みとして3億1,852万8,000円ほどとなっておりますが、今の保険料を一気に引き上げるというのはとても大変なことだと思いますし、今後この基金を、今回も5,400万円ほどを使ってこの保険料を決定させていただきたいと思っております。ですので、この3億円ほどの基金が、今後毎年5,000万円ほどを使っていくとなると、6年間でなくなってしまうということもございます。ただ、これが毎年5,000万円収まるかということもそういうことでもなく、ひよっとしたらもっとそれ以上の金額を使わなければいけないということもあります。ですので、今後この基金を有効的に使って、なるべく保険料のほうは急激にならないよう、激変緩和というか、そのためにも今ある基金を有効に活用して、徐々に保険料のほうも上げをさせていただきたいと思っております。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 不勉強かもしれませんが、この自転車道を安全のために造っていくということですけど、笠松町の道路全てにこれはできていかないわけですけど、どれくらいのところまでがこの自転車道の構造のできるような道路としてあるというか、どの箇所とどの箇所というようなことになるのか分かりませんが、教えてください。この条例との関係で。

○議長（田島清美君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 今回の条例の改正につきましては、なかなか道路の状況によりまして自転車道に必要な幅員を確保するのが進まないということで、その構造上の規定が追加されたものでありまして、笠松町の今の状況によりまして、それほどの幅員を確認できる、自転車通行帯1.5メートルを確保できるような道路がなかなかない状況で、現時点ではどこに設置するというような予定はございません。今回はそうした構造上の規定が追加されたものについて条例を改正させていただいたものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 県道と、いわゆるこの条例に伴うのは笠松町の町道についてだということだと思いますが、県道に値するようなものについても考慮をされるというようなことは起こらないのでしょうか。

○議長（田島清美君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 県道につきましては、今回の条例改正と同様に県のほうの条例が改正されておりますので、そちらのほうで運用されていくものだと思っております。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

5番 川島功士議員。

○5番(川島功士君) 第10号議案そのものということではないんですけども、第9号議案、第10号議案というように、団員に関する補償であったり待遇であったりというのは私が団員を辞めた20年前に比べると格段の向上が図られているわけですけども、なかなか、しかるに団員の確保についてはやっぱり厳しい状況が続いているというふうには私自身も認識しているわけですけども、団員の確保について今後どのようにされていくのか、現状について団員の確保をどのようにしていったらいいのかというふうにお考えになっているのか、ちょっと考え方を聞かせください。

○議長(田島清美君) 村井総務部長。

○総務部長(村井隆文君) お答えをいたします。

川島議員も既に御承知のところでございますけれども、こういった消防団員の確保については、当町のみならず、全国的な課題でございます。今回、報酬等の改正に至りましたのもこういったような全国的な背景を受けまして、消防庁のほうで消防団員の処遇等に関する検討会というものを構成して様々な角度から検討がされて、報酬等の処遇面であるとか行事、あと操法訓練に対する考え方であるとかいろんなものが洗い出されて、検討会の最終報告がなされたところでございます。

そういった報告結果を受けまして、当町においても、まずもってはこういったような処遇の改善とか、併せて実際の消防団活動についての在り方等々を消防団員の皆様に生の声をアンケート調査したり、今、消防主任と消防団の幹部の皆さんと、現状、今までの経緯、在り方を踏まえて、今後どのような運営をしていくことで入団、団員の確保を、一番何か障害になっているのが操法だとか、負担が大き過ぎるとかいろんな声も聴いておりますので、その辺りの改善策を講じながら、また引き続き消防団というものの存在意義ということを強く皆さんに訴えながら団員の確保に努めてまいりたいということで、まずもって行事等ということで、出初め式であるとか入団式であるとかというようなことも一部実施手法を見直しながら開催をさせていただいたところでございますので、今後についても消防団の皆さんと色々な意見交換とかをさせていただきながら、より団員の確保が自己的にできるような形に、何よりも団活動を皆さんにまずは知っていただいた上で、住民の皆さんにも理解いただいて、団員の確保につながる

ような方策を団とよくよく相談しながら進めてまいりたい、こんなような思いであります。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 財産の無償譲渡についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） まず43ページの総務費の企画費なんですが、この中の第2目 広報費なんですが、印刷製本費で153万5,000円の減額になっておるんですけども、これは町の広報の印刷代だと思えるんですけども、この減額になった理由を説明いただきたいのと、年間12回印刷してもらっているんですけども、広報というのは、私が議員になった当時に比べてかなり充実してきている。印刷も一部カラー化もしておるんですけども、非常に安い単価でこれは契約されているんですけども、本当にこの安い単価で業者が潤っておるのか、本当に気の毒のような気がするんですけども、その辺、この減額の理由をまず教えてください。

それから次が、47ページの第7款 土木費の河川費なんですが、河川維持費で、第14節の工事請負費で310万円の減額になっておるんですけども、これは自動排水ポンプ修繕工事だったんですが、これは町債も減額になっておって、これは工事そのものが減額になったのか、予

定しておったところを取りやめて減額になったのか、その辺の説明、場所と減額になった理由と2つ教えてください。それだけです。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私のほうから43ページの第2款 総務費、第2項 企画費、第2目 広報費の広報印刷費の減額の理由でございます。

こちらは、やはり最近コロナの影響で、もう中止が例えば決まっている場合にはその募集とかの記事を出せない、あと行事とかをやっておりませんので、その行事を実施した記事が載せられないということで、ページ数が減っているという理由で今回減額をさせていただきました。この補正につきましては、5月号から2月号までの実績のページ数に、あと残りの3月、4月号は例年の最大28ページというところで積算をさせていただきましたのでこの153万5,000円が減額となっております。

あと、最近安くなっているということでございますが、やはりこちらも入札のほうで業者さんが頑張っている安値段をやっておりますので、業者さんのほうが大丈夫かと言われるとちょっとその辺は分かりかねますが、笠松町としては安価で、安いほうの業者さんでいろいろ連携をさせていただいているというところでございます。

○議長（田島清美君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 47ページ、土木費、河川費の河川維持費、工事請負費の減額についてでございますが、こちらにつきましては自動排水ポンプ工事の契約差金によるものでございます。場所については、西金池町と松栄町の工事の契約差金となります。

また、財源として河川維持管理事業債のほうを充当しておりますので、その分対象金額が減りましたので減額となっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） 今の排水ポンプですね、西金池町のを取り替えたこと、それで契約差金で金額が下がったということなんですけれども、あそこ場所は非常に雨が降るといつも水がつく、非常に気の毒のような場所で、前から私も何度も議会の中でお願いをしていたんですけれども、これで、ただ去年かなり水が出たんですけれども、その効果というのはどうだったんですか、あったんですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（田島清美君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 今年度につきましては、特に何か被害があったとかそういうことは聞き及んでおりません。一旦水が出ても、機能を発揮して、比較的早く水が排水できるような状況になっているというふうに理解しております。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 岡田文雄議員。

○8番(岡田文雄君) 42ページの総務費の町民バス運行費で37万円が減額になっております。これは利用者が少なくなったのか、実際に今までどれだけの乗客があったのか、それをちょっと教えていただきたいということと、それからその下の第8目 諸費の生活交通路線バス維持費補助金とあるのが、これは川島までの補助金だと聞いたんですが、これって、ちょっと僕の間違いかも分かりませんが、川島へ行くバスがなくなるとかなんとかという話を聞いておったんですが、その辺のところもちょっと教えていただきたいと思います。よろしく。

○議長(田島清美君) 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長(堀 仁志君) それでは、42ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費の、まず第5目 町民バス運行費の中の負担金補助及び交付金の37万円の減につきましては、こちらはデマンドタクシーということで、チョイソコカラタンですね、10月から実証実験をしておりますチョイソコカラタンにつきまして、予算では運賃のほう、1乗車250円ということですが、実証実験ということで、町のほうで150円を負担して利用者の方が100円で乗車できるようにということで当初予算を組ませていただきました。しかし、やはり巡回町民バスと、こちらは停留所まで迎えに行く、送迎するというので、利用価値も違うということで、やはり運賃は利用者の方に250円いただくということ、あと町民の方が会員になっていただきますと最初に無料券がついてきますので、そちらのほうで利用していただきたいということで、この運賃の負担分を助成する部分を実施しなかったということで、それが37万円ということで減額をさせていただいたというところでございます。

あと、第8目 諸費の生活交通路線バス維持費補助金につきましては、こちらにつきましては、現在、岐阜川島線ですね、川島から笠松、岐南を通過して岐阜へ行くというバスが朝2本、夕方2本というふうで、朝夕各2便運行しております。それに対する欠損分の負担ということで、県と、あとその沿線の市町で負担をしている、その額が44万5,000円ということになっております。

それで、今の岐阜川島線は3月末で廃止となります。その代替というか、その後4月1日からは、川島の松倉から笠松を通過して笠松駅、岐阜工業高校、松波総合病院へ行く路線が新たに運行されるというところでございます。以上でございます。

○8番(岡田文雄君) 分かりました。

○議長(田島清美君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 安田敏雄議員。

○9番(安田敏雄君) 今、岡田議員が質問してくれたんだけど、要領は分かっていますが、こ

の総務費の諸費の、今度川島笠松線というんですけど、LINEで何か、今月3月31日に終了するから記念の乗車券を発行するとか、何かいっぱい出ていたようですが、少しこの前企画部長やら山内課長にもちょこっと言ったんですけど、我々の若い頃は、うちの女房もうちの裏からこのバスに乗って、川島から来るバスに乗って子供のPTAの総会とかあれに新岐阜まで出ていったということは昨日も言っていたんですけど、それがなくなるというわけですが、問題は今度川島から笠松駅に向けて、このバスの路線ですね、この前ちょっと少し頼みましたけれども、今度は各務原市が主体で、わざわざ川島から笠松へ走ってくるというわけですが、問題は今、円城寺が愛生病院のところまで止まって、それからもう笠松駅まで止まらんですが、町民バスがもちろん堤防の上を走っていて、下の県道は通っていないんですね。

それで、一番問題は、円城寺厩舎があってその北側にまだ円城寺の部落があるわけですが、今後からチョイソコの停留所を給食センターとか厩舎の中に造っていただいて、町民の我々代表として、少しでも弱者に対して交通の便利さを維持していかなきゃいかんということですが、一番問題は円城寺で止まって、今度笠松駅まで行くんですけど、それから笠松駅から今度松波病院まで行くには岐阜工業高校のグラウンドの横に今、やっぱりバス寄せの停留所もないわけですが、そのときに、やはり円城寺の中にもう一つぐらい、給食センターの辺り、ゲンキーの辺りにバス停があると非常に、町民バスは堤防の上を走り抜けますので、そんなことで、停留所のやっぱり要請とかそういうのは全然受付できないものなのか、笠松町は関係ないからただ通らせるだけのことで、岐阜バスにはそういうお願い事とかそういうことは、今後、4月1日はもうすぐですが、やっぱり通っていくのに手を振って見ておるわけにもいかんのですが、もしできれば、どのぐらい乗られるかという、その利用価値は分からないんですけど、要するに下の県道を全然バスが通りませんので、大変円城寺は特異な土地柄でして、やはり堤防の前にも200世帯、300世帯の家がありますし、そこら辺で、せっかく通るのに、1日5往復通るということを聞いていますけど、そこら辺の窓口に要望を出しても停留所は永久にできないものなのか、多少とも可能性があるものなのか、今後また何かで会議がありましたら要望でも出していただけのものなのか、ただバス停を造らないかんものなのか、バス停は岐阜工業のところも全然バス停はありませんので、大きなバスが、僕一遍合致あったんですけど、バスが道の真ん中に止めてお客さんを乗せていましたけど、そういうことも可能なのか、一遍、今後早急にまた聞かせていただきたいと思っていますので、またバス停を造るで、笠松町、またお金を出してくれということになるかも分かりませんが、そんなふうで、ちょっと一遍今後どんなふうを考えていらっしゃるか、そこら辺だけちょっと聞かせてください。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

4月から運行されます岐阜バスさんの川島笠松線につきましては、実際岐阜バスさんと各務

原市さんが御協議をされてこの運行ルートを決められています。もちろんこの4月からにつきましてはこの形でやられると思いますが、まだ岐阜バスさんにつきましても実証実験という形で、今、安田議員さん言われたように、乗客とかいろんなことも検証されるということは聞いております。

それで、先日、安田議員さんからお話もありましたので、各務原市さんにも確認をさせていただきました。岐阜バスさんとの交渉なのでそれは問題ないよと、それで岐阜バスさんにも一応お話をさせていただきました。今後の検討ということで話は聞いていただけるということは聞いております。ただ、実際、バス停の場所ですね、いろんな安全面とか、いろんな許可の問題もありますので、すぐということとは難しいと思いますが、いろいろと笠松町のほうは直接岐阜バスさんに要望を出させていただいて、いい方向に向かえるのか、その辺も検討していきたいと思っております。町としては、今、いろんな住民の皆さんからの要望だということで、交渉というか、お話をするのはできるというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

せっかくバスが通るということで、また機会がありましたら、もちろん今度は営業の主体が各務原市になると思いますけれども、せっかく通りますので、それから名鉄電車のガード下をくぐりますので、そこをくぐるものなのか、大型バスは通れませんが、そこら辺の、バスはどのくらいのバスが通るということは分かりませんが、また機会がありましたら、住民は、デマンドタクシーはつくる、町民バスはつくる、今度また岐阜バスが通ると、通るとやっぱり自分の利益になることは精いっぱいのことを言いますので、人のことは構わずに俺のところの前にバスを止めろぐらいのことしか言いませんので、そこら辺はある程度調整しなきゃいかんのですが、少しでも、また機会がありましたら、せっかくバスが通りますので、また笠松駅から今度岐阜工業のバス停を通過して、あと松波病院まで全然止まらないというのは、また松波病院はどこでUターンするのかなと僕は不思議でかなわんですが、そこら辺、岐阜バスさんが考えてみえると思いますけれども、また部長なり山内課長にも頼んでいきますけれども、また機会がありましたら、住民の、せっかく通るバスですので、便利さを向上するようにまたよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 43ページですが、総務費、第2項 企画費の第1目 企画総務費の第18節の空家等除去費支援事業費補助金が300万円ですが、まず空き家に対して、空き家は町が独自に町全体を見ながら件数というのは調べているのか、申込のようなものがあっているのか、

それからこの補助金というのはどういう建前で補助していくものなのか。これから、ともかく空き家管理、建設課に移るんやっただけ、取りあえずどう処理を町としてしていくのか、ルールのようなのを決めてみえるなら教えてください。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、43ページの第1目 企画総務費の中の空家等除去費支援事業費補助金の関係で、まず空き家に関してですが、過去から職員が目視をして、全町内を回りまして、空き家と思われるものを調査しております。そこから所有者などを調べたりしまして、今年度、専門的な方、不動産業者とか宅建業者とかいろんな方からなる業者さんと提携を結びまして、相談業務をやっております。実際にその空き家を職員が目視をして、所有者等々を調べた中で、該当になるだろうという方には相談会をやりますよという案内文書も出させていただいております。そこで相談を、相談会に来ていただいた方に対して専門家の方がアドバイスをすると、もちろんその相談会に来られない方もお見えになりますので、その方については個別で相談に乗っているというようなことでございます。

この補助金につきましては、危険な、除去が必要となる空き家に対して、除去をした費用の2分の1、上限を100万円として補助をするというもので、それに対しまして2分の1、県から補助があるということですが、今回その対象となる物件がなかったと、今後もない見込みということで減額をさせていただいた補正の内容となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 不動産、建築、相談会の一応メンバーというか、それは決まっていますか。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 相談会に来ていただいたときの対応をさせていただきますのが、司法書士さんとか建築士さん、あとは職員も含めて内容をお聞きしまして、その後、内容によってはほかの建築関係の、例えば解体の見積りが欲しいというようなときには不動産業者とか、いろんな相続の関係ですと弁護士とか、いろんな方を紹介するというので、相談業務には、先ほど、今年度連携協定をしましたその会社の担当の方が立ち会っていただいて、いろいろとアドバイスをするというので相談を行っているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 基本的には空き家にした人たちが町へ届けて、そしてその後の対策・相談していくような、何かまさに役場としては丁寧にやっているわけですが、もう少し空き家になっていくところで町と相談して結論を出していくことも大事なように思いますが、全く今

までのそういう相談の中で空き家そのものの方との関係なんかは難しいことなく進んでいるのでしょうか。私は、何か町民の責任のようなところも一つあってもよさそうなような気がしますが、お尋ねします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） もちろん長野議員さん言われましたように、最終的にはその建物の所有者、また相続人というのがやっていかなくちやならないということで、その所有者なりに責任ということがありますが、やはり何かから手をつけたらいいのか分からないとか、どこに相談したらいいのかというのが、やっぱり住民の方が分からないということが分かりましたので、そういう方々のために一応相談業務、それも専門的な方を配置しまして相談に乗る、アドバイスを乗るといって、もちろん専門家がアドバイスをしましても最終判断はやっぱり所有者の方ですので、危険なところを壊す壊さないは判断しますし、ただ壊すだけではなく、リフォームをして売るとか、リフォームして貸し出すとかというのもやっぱり専門的なアドバイスをしておりますので、最終的にはやはり所有者、相続人の責任ということになるかと思っております。

○議長（田島清美君） 質疑、採決の途中ですが、この際、25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時25分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） すみません、先ほどの岐阜バスの件なんですけど、私ちょっと消防団とかやらせていただいている、汗をかくと頑張っておるで1個教えてあげるわというふうで教えていただけることがあったりするんですけど、その中で、名鉄のガード下のところがしょっちゅうちょっと接触事故をやっているよというのを教えていただいて、また見に行ったんですけど、やっぱり先週の水曜日もたしか上のほうが引っかかって2時間ほど通行止めがあったかと思うんですけど、恐らく私たちが思っている以上にちょっとあそこの高さ制限のところで接触事故があって、今後、私たちが心配することじゃないのかもしれないですけど、岐阜バスさんが通られることになってあそこが通行止めになったときに、あそこが止まると、ずっと用水沿いに北に行って、徳田西のところを西に行ってからまたぐーっと行って笠松駅に行くのかということもありますので、やはり今回ちょっと岐阜バスさんが通られるのも機に際して、そこでちょっと高架に対してもうちょっと車が通りやすいようになるか、例えば3.1メートルって書

いてあるんですけど、本当に3.1メートルであそこをくぐっても、線路の下のところで引っかかったりとかそういうこともあると聞いていますので、ちょっと道路ががたがたでバウンドして、高さ制限はクリアして線路の下で引っかかるとかそういうこともあると聞いていますし、ちょっと一般質問でもあんまりしないほうがいいと言われたんですけど、下を掘っていただくとか、それは警察のほうでされることではあるんですけど、そういう地元情報を、またやっばりちょっと岐阜バスのほうにもお伝えいただいて、通行止めで運休とかそういうことがないように、ちょっとまたお伝えいただけるといいと思うんですけど、そういったところの岐阜バスさんとの連携というのはどんな感じになるんでしょうか。あそこは接触事故が多いですよ。ちょっと運行のときに気をつけてくださいという情報ですね。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今度運行します川島笠松線につきましては、もう試乗運転をしております、実際に町の職員も乗りましてあのガード下もくぐっております。まずバス自体にはあそこでくぐるバスであるということは間違いありません。もちろん事故が多いというのも岐阜バスさんのほうは御承知でありますし、その代替、どこかを迂回して回るのかというのは、いろいろと岐阜バスさんが運輸局への許可とかも必要になりますので、ちょっとその辺はどのようになるのかというのは町ではまだ承知はしていないという状況ですが、今後もあそこのガード、最近事故が多いということもありますので、注意喚起はしていきたいというふうで思っております。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） すみません、46ページ、第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費の中の集団回収奨励金が100万円減額になっているんですけども、これの理由は集団回収がコロナ等でできなかったということでしょうか、ちょっと確認をお願いします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

川島議員さん言われるとおり、コロナ等で集団回収がなくなったという理由でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

これは奨励金のほうがマイナス100万円ということで、本来業者からいただける金を含めるともっと大きな金額になると思うんですけども、それぞれ4校で割っても何十万円という、最低でもそういうお金になって、もっとお金になると思うんですけども、もちろんコロナ禍

でイベントやら行事やらができなかったのではということもあるかもしれませんが、集団回収ができなかったことによってPTAとして収入が大幅に減額になっているということが考察されるんですけども、その辺のことについて救済措置が必要なかどうかということは検討される余地はありませんか。向こうが要らないと言えればいいんですけども、コロナで行事ができなかったのでお金がかかりませんでしたというのならいいんですけども、その辺のところというのは、事情を各PTA本部に問い合わせるなり、確認するなりということは必要なことか、必要じゃないか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

実際に今PTAさんが集団回収をしても、売却単価も安くなっておりますし、もちろん回数も少ないということで奨励金が少なくなっている事実は承知しておりますが、今のところ、もちろんPTAさんからこれに対する増額とかという要望はございませんし、やはりこの集団回収、団体の活動費ということだけではなく、やっぱり環境教育の一環としてでも実施をしているのかなというふうに思っておりますので、そこはPTAさん、団体の判断によってやる、やらないというのもありますし、お金につきましても活動に合わせての財源ということだと思っております。実際には学校に対してPTAさんとかからの要望もございませんので、今のところはそこに対する措置というのは考えておりませんが、もしそういうお話がありましたら、この集団回収のほうで補填をするのか、また別の方法で補填するかというのは検討させていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 5番 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

確かに古紙の回収のお金というのも非常に下落しておりますし、厳しいのだらうと思います。昨年でしたかね、松枝小学校のPTA役員の方から、安くなってしまって財源が確保できないんだけど、何かいい財源確保の方法はないだろうかという相談を受けて、いろんな方法を二、三御提示、御相談に乗ってお話しさせていただいたこともあるんですけども、例えば本当に困ってみえるようだったらコロナの交付金を使っていただくとか、何らかの形というのは取れないかなあというふうに思いますので、そういうお話があった折にはできるだけ協力していただけるようお願いをいたします。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第19号議案 令和4年度笠松町一般会計予算についての質疑を許します。

質疑は歳出から各款ごとに行います。その後、歳入全般、地方債について行い、最後に一般会計全般にわたるものについての質疑を行います。

それでは、歳出についての質疑に入ります。

質疑に際しましては、ページ数、項目節を述べてください。

予算書25ページ、説明書15ページ、第1款 議会費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 我々の議会費であれなんですが、第1款の第1項 議会費、第1目 議会費の中に議員研修事業として97万1,000円、これがコロナの影響でなかなか私たちも研修とかへ行けないというようなことで、毎年毎年、ちょうどこれで2年かな、今度3年目かな、執行されていないんですけど、いつも予算を組んでいただいて、今度はこれからどうしたらいいのか、誰に答えていただくのか分らんですが、やはり今経済対策で何でも駄目ということじゃなくて、この21日に重点措置も解除になるようなふうですが、ぜひとも令和4年度には我々議員研修にも出かけて、やはり見聞を広め、また経済、少しでも各市町の状況等も勉強したいと思いますが、これは誰に答弁していただく、答えを出してもらうわけにいかんですが、町長さん、議員済んで町長としてどのように思ってみえるのか、少し気持ちでも分かりましたら、町長さんの気持ちとして、またそのときには町長さんも参加していただかなりませんので、やはりどこら辺までこのコロナの対策が、令和3年度で本当に落ち着くものなのか、また新しい新型コロナが、また次が出てきているような状態ですので、これが経済活動と我々議員、ま

たこの笠松の町の中の飲食業界も大変気にしてみえるというようなことで、今後とも、予算づけをしていただいても何も活動しないということも我々もあれですが、町長さん、そんなことでちょっと思いだけでも聞かせてください。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員が御指摘のようにまだまだコロナがどうなるか分かりませんが、ただこれからはゼロコロナではなくウイズコロナということで、やはりコロナと一緒に付き合った生活をしていかなきゃいけないというふうに思っています。それには当然経済活動とか社会活動も感染対策を施しながらやっていく、そういった姿勢が求められると思います。当然その中にも議員活動も当てはまると思いますが、特に今、この2年以上、なかなか外で見聞を広める機会がないというのは議員の皆様方にとっても非常に歯がゆい思いをされておりますし、またもっといろんなところで先進地を見て勉強したいなという思いもたくさんあると思います。やはりそういったことをしていただいて、そしてそれが、見聞を広めたこと、知識を得たことをまたこういった議会で提言していただくことがまちづくりの大きな力になると思いますので、ぜひとも次の議長さんを含めて考えられることだと思いますが、積極的に考えていただくのは非常によろしいと思いますし、またそのとき機会があつて、町長、おまえも来いよというときは喜び勇んで参加させていただいて、皆さんと一緒にまたそういう場で交流を図りながら研さんし、一緒になってまちづくりを進めていく、そういう機会にしていきたいと思いますので、前向きに考えていただいたらよろしいのではないかなというふうには考えています。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます、町長さん。

今ちょうどm i n a T R Yでイベント等もたくさん企画されていますし、この笠松、小さな町ですが、やはり少しでも見聞を広めるためにも、我々議員もやっぱりしっかりまた勉強する機会を与えていただくというようなことで、せつかく予算づけを毎年、この2年間なかなか活動できないということで、我々議会もまた前進したいと思いますので、その節はよろしく願いいたします。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） すみません。行政視察の81万円と、それから議員研修参加負担金という形で、これに予算と、町長の思いというか、幾つか議会にも案内が来ていますよね、議員研修に行きませんかという。そういうのに皆さんで行こうと思うとこの予算では少ないような気がしたりするんですが、どこまでどのように考えたらいんでしょうか。例えば議員の自主的

に行きたいというときにこの中から一部補助してもらおうとかできるようなことにはならんでしようか、お尋ねします。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員の皆さんでそういったことは検討していただいて、我々のほうからあそこへ行ってくれ、ここへ行ってくれというのは、ちょっとこれは筋違いというか、管轄外ですので、もし皆さん方でこういうところがあってぜひとも勉強していきたいと言っていて、また相談していただければ、予算が足りない場合は臨機応変に補正を組むなり対応していくというふうに思いますので、まずは皆さん方でそういうようなお話しをしていただければいいかなというふうに思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） この議会費をなすとき、もちろんコロナの関係でしたので去年も今年も同じような形になっていると思うんですけど、この3月で、令和4年度については私たちのこうしたい、この年度はということがあるけど、年期の4年ごとに切れるからいつものとはなりません、この予算をつくる前に議会にこんな予算が来年度は欲しいというような要求を言えるようなところはないでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 多分これはふだんの議会の中でいろいろ御要望をいただいたことをやっていますし、事前にもし議会としてまとまってという、以前も何か、僕が現役のときにも来年度に向けてのそういう要望書みたいなのとか、提言書みたいなのを頂きましたので、また逆にそういうふうにしていただいたほうが我々も予算を組むときに参考にしやすいので、またそれも議会内で検討していただけたらよろしいと思います。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） この議員研修事業のところ、例えばある自治体さんがすばらしい何か施策をされているということでそこにちょっと勉強に行くのに、議員と、例えば町長さんとか、執行部の方も行かれるということはあるんでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 過去はそういうふうにはやられていましたし、またそこも、基本的にこの議会費は議員の皆さん方でやっぱり考えていただくことで、我々は、例えば俺行きたいから連れて行けとかそういうことはちょっと言えないもので、あくまでも皆さん議会でやっぱりどう

いうふうに使っていったらいい、どういう研修をしたらいいかということは検討していただくことでありまして、その中で必要とあれば、お声がけしていただければ、我々のほうも人を派遣するという仕組みでございますので、よろしくをお願いします。

○2番（關谷樹弘君） 分かりました。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、次に参ります。

予算書26ページ、説明書15ページからの第2款 総務費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 先ほど補正予算の中で安田議員が聞いた、予算でいうならば17ページになるんですけども、諸費の中に岐阜バスに対してお金を払っていましたね。それで、今回は岐阜バスのあれが川島から笠松までのバスに変わるんですけども、今まで使っておった、例えば下羽栗のバス停は使うんですよね。となると、下羽栗にはバス停協議会というのがあって、バス停の借地料だとか電気代だとか、それから台風なんかでバス停の屋根が壊れたとかというときにはテントの張り替えだとかということをやっていたんですけども、バス停協議会はなくなるんじゃないかなということをお私に思っているんですけど、これは岐南町との関係もあって協議会があったんですけども、今後はこれはどうなるんですかね。それで、その必要経費が生まれてくるんですけども、その必要経費に対してはどこが支払うのか、その辺の仕組みをちょっと教えてください。

それから、18ページ、企画費の企画総務費の中の下の方にあるんですね、名鉄笠松駅イルミネーション設置補助金30万円。これは予算の勉強会でもちょっと言ったんですけども、笠松駅のあのイルミネーションですね、見ておると何か岐阜工業高校の方が一生懸命つくっておってくれてありがたいんですけども、何かちゃちなような気がして、もうちょっと立派なものができるかなあということも思いますし、それとやっぱり笠松全体を明るくするという意味からいって、例えば河原のみなと公園の桜の木に細かい豆電球をようけつけて、あそこを明るくして、冬場に、それであずまやからそれを眺めると、それであずまやにキッチンカーでも置いて、皆さんに夜、見ていただくと。都会なんかではいろんな街路に、そういった街路樹を使ってイルミネーションをやっているんですけども、ああいったこともできるかなあということをお思うんですが、その辺の考え方。そして、笠松駅のイルミネーションは協賛社が20社ほどあったんですけども、お聞きすると1社1万円ぐらいの寄附金だという話なんですけれども、もう少し寄附金をたくさんいただいて派手なイルミネーションができるかなあということをお思います、その辺の考え方はどうかということをお聞きしたい。

それから、その次が19ページの第5目のマイナポイント推進事業で146万9,000円なんですが、マイナポイントの派遣委託で96万9,000円なんです。そうすると残った50万円は何に使うのか、これをちょっと説明してください。それと、今盛んにテレビで、コマーシャルで流しているんですけども、マイナンバーカードを保険証代わりにするとマイナポイントがもらえますよというのが今盛んにテレビで流れるようになってきたんですね。コマーシャルで流れるようになってきた。それで、私ども聞いているのは、6月頃からそういったマイナポイントの制度が、受付が始まるみたいなことを聞いておったんですけども、これはいつ頃から始まるのか。それで、どうもテレビのコマーシャルで見ていると、銀行口座とセットにするとまたプラスのマイナポイントがもらえるんですね。それで、それを何かセットで同時にやってしまうみたいなコマーシャルが流れておるんですけども、その辺の状況は把握されているのかどうか併せて教えてください。以上です。

○議長（田島清美君） 質疑、採決の途中ですが、この際、1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時30分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

7番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） 私のほうから、1点だけお答えさせていただきます。

予算の説明書の17ページの第8目の諸費の関係でお尋ねがございました。

内容的にはバス停協力協議会に対する質問だったと思いますが、この協議会は、川島三輪線の沿線の岐南町、笠松町、両町の町内会長さんで構成されていまして、なぜか両町の副町長が顧問ということで加わっていきまして、年1回協議会が開催されておりまして、そのときには来賓として両町の町長、それから下羽栗地域の3人の町会議員さん、そして県会議員、岐阜バスの部長さん、そうそうたるメンバーで年1回開催されているわけなんです。会議の目的は川島三輪線の利用者の利便性の向上ということで、具体的な業務としては、バス停5か所ぐらいございまして、そこに屋根をつけたり、夜が暗いために照明を造ったり、そういったことの維持管理をしてみえまして、事務局は総合会館の職員が職専免でやらせていただいております。

それで、その費用については、両町が補助金を出して維持管理しているということで、川島三輪線、先ほど来から出ていまして、3月31日をもって廃止されるということで、協議会としての役割はこれで終わるかと思っております。

ただ、そういうことですが、バス停は残りますし、借地もありますし、電気代も維持していかなければならないということですが、今後、町民バスとか、笠松川島線のバス停の活用が見

込まれるわけですが、町全体の町民バスのバス停というのは、ベンチがある程度でそれほどの設備をしてごさいませんので、そこのバランスもごさいますし、かといって、それを壊すにもお金がかかりますし、借地料も払っていかなければならない。そういったバランスもごさいますので、協議会の開催については、協議会にそのまま解散したらどうですかということで助言を申しますが、バス停の在り方については、そういった課題が若干残っておりますので、いましばらく結論は出さずに皆さんと協議していきたいと思っておりますので、いましばらく結論はお持ちいただきたいと思っております。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは主要事務事業の18ページ、二重丸の真ん中ぐらいですね。まちづくり事業の中の名鉄笠松駅イルミネーションの関係で御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、笠松駅のイルミネーションはもっと盛大にというようなお話がございました。

実はここ2年ぐらい、コロナの影響で授業ができなかったりとか、オンライン等で登校ができなかったということもありまして、その限られた時間の中で、なかなかイルミネーションのほうに時間を割くことができなかったという状況もありますが、今年度も笠松駅のイルミネーションを立派にやっていただけたかなと思っております。

実は伏屋議員さんと同じように、多くの方が駅をきれいに飾っていただいているということで、年々その完成度というのを期待しているということで、昨年よりもっと派手にしたらというようなことは言われております。実は学校のほうにもその旨お伝えはしておるんですが、やっぱりこのイルミネーション、基本的には教育とか研究の一環として行っているものでありまして、実は先生も心配しておりまして、期待度が高いのに対しまして、生徒に負担をかけるというのを大変心配されております。やはり町のほうはやれる範囲内、研究・教育の一環でやっていただきたいということでお話をさせていただいておりますので、そのような状況でございますので、御理解をいただければと思っております。

そして、みなと公園へのイルミネーションということでございます。

こちらのみなと公園のイルミネーションにつきましても、行政主導ではなく、現在、かさまつm i n a T R Yということで民間主導で社会実験をやっておりますが、そのように民間主導でイルミネーションと併せてイベントをするような、業者もやっていただけるのであればありがたいと思っております。特に笠松には、先日、設立しました町のプロモーション協会もありますので、一度その点は御相談をしてみたいとは思っております。

そして、イルミの関係では、協賛金1社1万円、もう少し増やしてはというお話でございます。

実は、町への協賛金ということでいただいたお金につきましては、岐阜工業高校さんのほう

へ、イルミの設置補助ということで全額補助をしておる状況でございます。

この協賛金、1口1万円ということですので、何口も本当はできることになっております。以前にも1社で2口ということでやっていただいたときもあります。実はこの協賛金につきましては、令和2年度、令和3年度につきましては、町のほうから企業さんのほうに依頼をしておりますが、令和元年度、子ども会の育成協議会のインリーダーの方がこの協賛金を集めていただいております。そのときに1口1万円だということで回っていただいていたという経緯もございます。

来年度以降、またインリーダーさんのほうが集めていただけるのかどうか、企業を回っていただけるのかどうか分かりませんが、やはり企業の中でも、子供たちから頼まれたのなら、1万円ならということで出していただいたパターンもありましたので、その辺につきましては、できるだけ多く、もし町のほうもそういうのに協力ができるのであればということで、協賛金についてはインリーダーさんとも検討して進めていきたいというふうで思っております。

続きまして、19ページの第5目 マイナポイント推進事業費の総額が146万9,000円、派遣が96万9,000円、残りの50万円は何かという御質問でございます。

残りにつきましては、消耗品とかリーフレットの印刷、あとパソコンを借り入れておりますので、その使用料ということで50万円になっております。実はこのマイナポイントに係る事業費というのは、全額国庫補助金で対応していただくということになっております。

あともう一つ、保険証ですね。

実は健康保険証としての利用登録、あと公金受取口座の登録、これをしていただきますとマイナポイントということで各7,500円のポイントが付与されるということで、実はこちらは国の制度でありまして、町としましても、報道で流れておりますように、6月頃開始予定ということしかいまだ分かっておりません。国のほうから正式な通知が来ましたら、町のほうも周知をしていきたいと思っております。

町でもマイナポイント推進事業の中で委託業務をしておりますが、特設会場を設けて設定支援しておりますので、そのような旨も併せて周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） イルミネーションの件なんですけれども、先ほどプロモーション協会もあるということで、笠松駅のイルミネーションについては、岐阜工業高校、そして子ども会、今年子ども会が関わったのかどうか分かりませんが、やっていただいているんですけれども、プロモーション協会は若手のリーダーといいますか、商工会の中でも若手のリーダーがいらっしやいますので、そういったところも協賛金集めに協力いただけるように、子ども会で集めに

行くとなると範囲が狭くなるし、金額も1万円ということしかできないと思いますが、やっぱりもう少し金額を集めていただくように、1口5万円ぐらいやっていただけることを検討していただくようお願いしまして質問を終わります。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 16ページ、町民バスの関係ですが、お年寄りたちが乗られてくる中で、今朝も言われたんですけど、500円銀貨だとか1,000円しかなくて、運転手さんのほうにはお釣りがないので、そこを何とかできないだろうかという。バスのお客さんの中で500円を壊してやってとか、また100円を貸してあげるとか、そういうような形で今までは来たんだけどおっしゃるんですけど、1,000円ということはまず大抵起こらないと思いますけど、運転手さんはバス停で止まったとか、あそこまで行って500円を壊してもらって100円を持っておいでよという言い方をされるそうですけど、お年寄りがそこへ行って帰ってくるなんてことはできないしという話があったんですけど、お釣りを何とかするようなこととか、例えば500円であればたら、今、カードで私たち11枚のを1,000円買ってやっているんですけど、そういう中で500円とチケットの5枚分と換えてあげるよだとか、何かもう少し工夫してあげられることはないだろうかということを、何とか言ってよと言われても、私としても、岐阜でバスに乗っても交換できる機械があったりして換えられるんですけど、どうしたもんかなあ思ったりするんです。何かお釣りが出てくるようなことの勘考はできないものだろうかと思いますが、その点どうでしょうか、お尋ねします。

それから、16ページの町民バス運行費の中の一番下にある地域公共交通会議運営事業というのは、これまでの下羽栗の区域や川島との関係のところとか、そのほかにこの名称の地域公共交通会議運営事業という中身については、いろんな相談がもう少しそういうところで、皆さんの声が生かされたりする会議の場所にはなっていないのか、お尋ねします。

それから、18ページで空き家等の対策相談業務委託料（新規）がありますが、前のところで質問した、いわゆる相談業務がこの新規の形で行われていくものなののでしょうか。この事業についてお尋ねします。

今の伏屋さんのほうで言われましたイルミネーションの設置補助金が、ここにある30万円にその他の協力のお金を加えて総イルミネーションの経費になっていくのでしょうか、そこをお尋ねします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、まず初めに、16ページの公共施設巡回町民バスの両替の件でございます。

実は機械等を導入すれば可能なのかも分かりませんが、そのような経費というか、実情もございまして、実は運転手にあまり作業をさせたくない。コミュニティバスでありますので、バス停からバス停までの距離が短いというのがあります。やはり運転手には運転に集中していただくということで、運転手には両替とかはしないようにというような指示というか、依頼をしているところでございます。

ですので、今後も町民バスを乗る際には、100円を持って乗っていただくという周知を強化させていただくしかないのかなと思っているところでございます。

続きまして、地域公共交通会議につきましては、この笠松町内の公共交通全般について協議をする場ということで、20人以内の委員をもって構成しております。町長、あと一般乗合旅客自動車運送業とか住民の代表、道路管理者、交通管理者等々が構成をしております。

そこでは、今回のチョイソコカラタンの件ですとか、あと運輸局へ登録をするその更新ですとか、その都度バスの現状を御説明して、いろいろ協議をして決定をしている場でありまして、住民の皆さんというか、その代表の方からのいろんな御意見等をお聞きして、地域公共交通の活性化を図るための協議の場ということになっております。

続いて、18ページの二重丸2つ目、空き家等適正管理事業の中の相談業務につきましては、今年度、専門業者から成りますハウスサポートセンターというところと協定を結びまして、相談業務を担っていただいております。やはり住民の方、空き家についてどこに相談したらいいか分からない、あと専門的な部分もありますので、職員でも難しい部分もあります。そこを専門的な方がアドバイスをしていただけるということで、こちらのほう、実は今年度から実施をしておりますが、今年度につきましては、ハウスサポートさんが国交省の補助金を申請されまして採択されました。その経費でやっていただいております。

来年度につきましては、国交省の採択が下りるかどうか、不明な部分もございましたので、町で予算を組ませていただいております。もしハウスサポートさんのほうの補助金が採択されれば、この金額というのは不執行になりますが、どちらにしろ相談業務というものは実施をしていきたいということで、予算を組ませていただいているという部分でございます。

次、イルミネーションの関係ですね。

こちらの名鉄笠松駅イルミネーション設置補助金30万円というものにつきましては、企業さんからいただいた協賛金としていただく金額が約30万円ということでの予算を組ませていただいております。それは全額、岐阜工業高校さんのほうへ補助をするということでございますが、そのほかといたしましては、イルミネーションですので仮設の電源を設置したり、あとイルミネーションの点灯期間中の電気代につきましては、町の予算のほうで支払いをさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 言われたほうから、18ページからあれです。

私が思ったのは、30万円というのは町として責任を持つ額で、企業さんからいただいたのは、それにプラスされることのように思っていましたけれど、そういうようなわけにはいかないのですか。そうすれば、もう少し豊かにイルミネーションができるのではないかと思います、そういう考え方はできないでしょうか。

それから、空き家の関係は、空き家について町全体として考えていくときに、空き家をそのままにしていく町民のほうから、どこかにこういうわけで空き家にしていくから、何とか町としてお願いしますというような形にはならないものなのでしょうか。

そうすると、町としては係のような人がいることになって、事業がどっちがあれなのか。できるなら家を空き家にするときには、相談をする場所が必要だと思うんで、そういうのもしながら事業としてというか、いかに町として、空き家になったところを生かしていくということも大切な中身にもなるだろうと思いますけれども、その辺りではどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

それから、バスのほうの地域公共交通会議は20名ほどの会議で、町長さんを主体にして行われるということで、必要に応じてやられる会議なのか、年何回か決めてやられる会議なのか、どのような形になっているのか、お尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まずイルミネーションの30万円につきましては、企業からの協賛が少なくとも30万円はという御質問ですが、実際、今現在は企業からの協賛金が少ない場合には、そのまま少ない額でお支払いをしておる状況でございます。

実は岐阜工業高校さんのほうも毎年イルミネーションをやっておりまして、電球が壊れるわけでもありませんので、たくさん持ってみえます。大きいものを設置する場合の材料とかが不足するというのでこの補助金をお渡ししているということで、実際には30万円全額使われるわけでもなく、不足する分を補っていただいているということですので、いただいた協賛金だけを岐阜工業高校さんのほうに補助を出しているという状況でございます。

あと空き家についてでございますが、先ほどの御質問でも、以前、補正のときにもありましたが、やはり所有者が最終的に判断をするということでございますし、町としましても、実際には空き家になる前にそういう対策をしていただきたいということで、固定資産税の納付書を送る際には、空き家に関してのチラシも入れさせていただいて、少しでもそれを見て、空き家になる前に関心を持っていただきたいというような周知をしているところでございます。

また、今回の相談業務とかにつきましては、ほかの市町村では、いろんな民間団体というか、NPOとかでもいろいろコーディネーターをやってみるところもありますが、町としまして、専門的な方に相談業務をやっていただいているということで、その人がいろんなネットワークを使って空き家を除却するのか、またリフォームして活用するのか、そのまま貸すのかといろんな提案もしていただいておりますので、町としては、空き家に対しては、このハウスサポートさんを中心にいろいろと進めていければと思っておるところでございます。

あと地域公共交通会議につきましては、年何回というふうに決まっているわけではございません。必要に応じて開催するものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 空き家関係のことなんですが、税金のときにもですけど、町としてもそういうようなことが起こりましたときには、町の中のどこが相談に乗りますか。受け付けますので、申し出てくださいというような形での対策はできるのではないかと思います。町民のためのもので、それは間違ったことではないと思うんですが、どこか窓口があって、そうした相談も含めてやれるようなところがあるよというお知らせをしていくことも大事だと思うんです。ですから、特に高齢になってから起こることも多いと思うんです。または亡くなった後、空き家になってというようなことも。だから、窓口だけはどこかにつくったほうがいいと思いますが、考えてみてほしいと思います。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 空き家対策に関しましては、現在、環境経済課のほうでやっておりますので、全ての周知文書には環境経済課へお問合せくださいというふうでは書かせていただいております。

先ほどから申し訳ありません。ハウスサポートさんということでお話をさせていただいておりますが、丸投げをしているわけではありません。第一報は環境経済課のほうの担当職員が相談に乗りまして、やはり専門的なことがありますので、その部分につきましては、専門的な方にアドバイスをいただくということで、民間の方と町職員が一緒になってやっているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） 1つだけちょっとお尋ねします。

企画費の第4目 地方創生推進事業費の中で、地方創生移住支援金という130万円組んであ

るんですが、これはどのようなシステムで、どうして130万円という金額が出てきたのか、ちょっとこれだけ教えていただきたいと思います。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、19ページの第4目 地方創生推進事業の中の地方創生移住支援金130万円の内容について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、東京圏からの移住支援施策ということで、その東京圏といいますのが東京23区の在住者か、また東京圏ということで、東京、埼玉、千葉、神奈川に在住ということで、そこから笠松町へ移住をされた方というのがまず条件になります。

それともう一つは、就業先というのが、企業さんが県のほうに移住支援ということで登録をしている事業者働く、就職するというのも条件に加わっております。

それで、その条件をクリアされた方が笠松町に住まれますと、支援金ということで町から130万円を支援するというところでございます。財源につきましては、その130万円のうち国が2分の1、県が4分の1ということで補助をいただけるような内容となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） 大体分かったんですが、ちょっとこの際ですが、今大学生が岐阜大学へ来るという場合に、笠松は一応住みやすい町だからこういうところに住みたいと。そういうアパートへ住む場合は無理なのかなというつもりもしておりますので、それにちょっとまたお答え願いたいと思いますし、たまたま昨日、地震がありまして、東京圏じゃなくて、福島県の方が笠松へ来たいというような要望があった場合は、それは柔軟に対応していただけるのか。その辺のところも考えて、ちょっと答弁していただきたいと思いますし、それから今ウクライナ戦争があって日本へ避難される方があります。各地方へ移られて、ウクライナの方が岐阜に大分お見えになります。そういう方も笠松に住みたいといった場合のその辺のところも考えていただきながら、一応お気持ちを伺って答弁していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） じゃあ私のほうからウクライナの関係で、確かに今、ロシアの侵攻で今日も御議決いただいて、いわゆる決議文をいただいたわけなんですけど、受け入れるというか、本当にそういった困ったときはお互いさまで受け入れて、皆さんが安心して、そして平和な生活を送っていただきたいというのは重要なんですが、ただ、来る側として、この笠松町にウクライナ人のコミュニティーがあるかどうかということが非常に難しいところでありまして、やっぱりこれというのは、もしそういった話があれば検討はしますが、今の段階でちょっとイ

メッセージができないんです、どこにどういうふうに住んでいただくか。来ていただいても、本当に誰もいないところで、果たしてその人が安心して生活できるかということも、やっぱり同胞の人がいる。

例えば我々が何かそういった戦争とか、災害で、それこそ日本沈没じゃありませんが、そういう状況になったときに、海外へ行ったときに、全く縁もゆかりもないところへ行くというのは、大変不安じゃないかと思います。やはりそこで同胞のコミュニティーがあったり、地縁者、あるいは血縁者、そういった方々が生活されているところだったらいいんですが、ちょっと私、寡聞にして、ウクライナの方がこの笠松町で何人住んでいらっしゃるって、実際にそういうことを受け入れてもいいかということが分かりませんので、もしそういうような具体的なお話が来たときは、またちょっと検討させていただくというふうに今思っています。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

この予算に関係します移住支援策につきましては、この目的といたしましては、東京圏への過度な一極集中への是正と、あと地域の中小企業等における人手不足の解消というのが目的となっておりますので、そういうような条件に当てはまる場合だけが該当になるということでございます。

それと、先ほど条件で東京圏からの移住と、あと就業のことを説明しましたが、もう一つ条件がございまして、18歳未満の子がいた場合には30万円加算するというので、先ほどの100万円と18歳未満の子が1人いるという想定で130万円ということで予算を組ませていただいているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

町長のお話ですと、ウクライナ人の方は岐阜市に大分お見えなんですよ。それで、その方たちが、ちょっと知っている人がいましたもので、笠松は住みよい町ですよと、物価も平均より安いし、いいですよという話はしておいたんです。もしそういう方が見えたときには、ぜひ相談に乗っていただきながら、笠松の住民になっていただけるような方法で進めていただきたいと思います。

そして、大学生は駄目なんですかね、極端に言うと。

それで、本当に東京圏ではなくて福島の方も、テレビで今日もずっとやっていまして、大変被害が多いということで、なかなか住みにくいまちになったと思います。そういう方が縁があっても笠松へ来たいと言われたときには、ぜひそれも相談に乗っていただきながら、前向きに検討していただきたいと思いますので、それをお頼みして終わります。よろしくお願いま

す。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今回のあれでは、ちょっと大学生のほうはどうしても対象外というのは、例えば岐阜市のほうですと岐阜大学とか、聖徳とか、いろいろ大学があつて、それこそ大学生をみんな受け入れてやったら本当に財政的に大変ですので、これはあくまでも定住促進、特に東京圏から地方へ来ていただく。

今までどちらからというところから首都圏へ流出があつたのを、少なくとも何とか、逆に少しでも来ていただく、そういった意図でやられたというふうに理解しておりますし、先ほどのウクライナとか、福島の人たち、もしそういった話があれば、また幾つか、どこに住んでいただくか。多分、ほかの受け入れているところは市営住宅とか、そういう公共の住宅があつてのことだと思いますが、当町においては町が保有しているそういった施設というか、住居がございませんので、幾つかハードルはありますが、心情的には、いろいろもしお困りのときがあつたら相談に乗って、少しでも援助していただきたいと。もちろんそういった場合には議会の皆さんと相談しながら、財政的なものが必要とあれば、また検討していかなきゃいけないというふうには思っておりますが、一刻でも早く、まずはウクライナにしても、地震にしても、平和に暮らしていただける 때가来ることを祈っているところであります。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） すみません、何点かちょっと質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、主要事務事業の16ページにある第5目 町民バス運行費の中で、デマンドタクシー運行実証実験を1年間延長されたわけなんですけれども、これは実証実験について、1年後、どうなったらどんな判断をするという基準についてお知らせしていただきたいと思っております。

こういうふうだったらもう実験は打ち切るんだとか、こういうふうだったら実験ではなく、実際に運行に入るんだとかというような基準値みたいなものをお持ちでしたらお知らせいただけるとありがたいかなということと、今1点、ある方から要望があつたんですけれども、競馬場に停留所がないんですね。そうすると、堤防を渡って競馬場へ行くのが大変なので、競馬場にもつくってほしいというお話があつたんですが、そういうことについて、競馬場について打診はされたのかどうかということについて、1点。

もう一つ、次のページの防災対策費の中の防災士育成事業の中で、今19人ということで、これはいつまで防災士会というのでできていて、亡くなられた方もあると思うんですけれども、どういうところまで進めていくおつもりなのかと。その目標というか、目的についてちょっと

教えていただきたいと思います。

翌18ページの企画総務費の中の官学連携事業補助金ということで、岐阜工業高校の地域活性化事業に対する支援ということで10万円と書いてあるんですけど、具体的にその10万円の中身というのは、一体どんな中身になっているのかということについて質問させていただきます。

次に、先ほどからいろいろ質問も来ておるんですけども、地方創生移住支援金ということで、東京圏からの移住ということで、今いろいろ御質問があってお答えいただいたんですけど、今朝でしたか、愛知県から移住促進ということで、何かナナちゃん人形をミナモの服装にして愛知県からの移住促進を岐阜県がやっているというニュースを見たんですけども、ナナちゃんがミナモの水色と黄色の格好をして映っておったんですけども、そういうことについて、例えば笠松町について岐阜県がこういう補助金を出しているよみたいな、そういうことというのは何か来ているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（田島清美君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、17ページの中ほどにございます防災士育成事業補助金についてお答えをさせていただきたいと思います。

今現在、令和3年度末では19名の会員の方が所属していただいて、防災士会のほうを運営していただいています。御承知のように、ここ2年間はコロナ禍におけるということで、各地域での防災訓練への支援ですとか、いろんなことに関わっていただいたり、イベントにおいてはそういったブースの担当ですとか、あるいは学校なんかにおいても、授業に関わりを持ちながら地域の防災力の向上に努めていただいているところでございます。

それで、以前にもちょっと申し上げたんですけど、町として目標というのは、大体各地域に一人ずつこういったようなリーダー的な役割を担ってくださる方がいらっしやっただけいたらというような思いでもっておるところでございます。

それで、あと達成とか、云々というようなお話になりますと、基本的に防災というのは、日々そういった意識を持って生活をしていくということが大切であると思っておりますので、町としても絶えず住民の皆さんにはそういった防災の意識を持っていただけるように、絶えることなくいろんな事業のほうを展開していきたいと思います。そのような中で、防災士の皆さんにも地域における、そんなような一翼を担っていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まず16ページの町民バス運行費の中で、デマンドタクシーの関係で社会実験が1年延長になったがということで、その基準的なものということでございますが、明確な基準というのはございませんが、やはり利用状況、この間の全協のほうでも申しましたが、コロナ禍では少な

ったということもありまして、通常の利用状況などを見まして、そこでTAC（トヨタオートクリエイト）さんのほうがどれぐらいの費用でできるかというようなこと。

もちろん今運営している経費でももう少し値上げをしたいということでありましたら、町のほうがその後を出せるかどうかとかという、その辺の費用の絡みの問題になってくると思います。そのため、現在利用状況とか、どの辺のバス停が有効なのかというのを検証しているというところでございます。

あと競馬場の関係なんですけど、町のほうにはそういうお話はありませんでした。もしそういうお話がありましたら、一度相談に乗りたいと思いますし、もちろん停留所つきの広告費ということで負担をしていただくようなことも、併せて説明をしていきたいというふうに思っております。

あと官学連携の中身でございます。

こちらにつきましては、岐阜工業高校さんのほうが、これというふうではないんですけど、何か取組をした場合に、急遽必要だというようなときに補助を支出したいということで10万円の予算計上をさせていただきました。

実績につきましては、令和2年度には、玄関のほうにも設置しておりますが、足踏み消毒のスタンド、木で作っていただいた、あちらのほうのスタンドの作成費用、そして令和3年度、今年度につきましては、河川環境楽園からみなと公園までマラソン大会を先日行いまして、そのときに環境楽園のほうでブースを出していただきましたので、その経費ということで補助を出させていただいております。

あともう一つ、地方創生の関係で愛知県がということでございますが、現在、県からは町のほうには通知等は来ておりません。県のほうがPRなのか、県独自でやられているのかと思われれます。今のところ町のほうには通知等は来ていない状況です。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

デマンドタクシーの件なんですけれども、競馬場からそういう話を僕が聞いたわけではないんですけれども、競馬場へ通っている方ができたらいいなあというお話を伺いましたということでもあります。

あともう一つ、先ほど明確な基準値があるわけではないんだがという、これから先、1年間でコロナがある程度収まるかどうかというのは、まだ全く未知数のところではありますけれども、それにしても、チョイソコで検索すると、愛知県内に様々なところがトヨタの関連企業を中心軸としてやられておられるわけですね。

基本的に僕が思うに、トヨタが車売るのではなしに、シェアする社会を目指してというか、

そういうふうになったときのための、トヨタとしての社会実験も多分含まれてやっているのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、そういうときに、例えば愛知県やトヨタのお膝元で行われている事例について、何か調べて導入のときに検討されたのかどうか。

それから、今後1年間の検証実験の中で他地域のことについて調査をして、例えばどうなったらどうなるんだみたいな、こうしたらこういうふう成功しているところがあるよとかというところについては、今後の実証実験の行い方、在り方、基準値の見方について検討されるのかどうかということについて質問させていただきます。

あともう一つ、僕も思いますけど、町内に1人ずつぐらいお見えになるようになると一番いいかなというふうには思うんですけれども、ただ、防災士の方も様々な方がお見えになるようで、非常に熱心な方とさほどでもない方とおって、なかなか防災士の中でも温度差が結構広くて困ってみえるという話も聞いておりますけれども、いずれにしても重要な核になっていただかなければならない、もしものときの重要なインフラの一つだと思いますので、今後とも整備をお願いしたいと思います。

それから、笠工のことなんですけれども、特にということではありますけれども、今後とも岐阜工業高校としては、昨日も実は同窓会改革委員会というのに、私、参画しております、特にSLなんかを走らせていただいております機械科の先生とその委員会が一緒なんですけれども、とても笠松町についても期待をしておられました。

前の岐阜工業の校長先生をやられた笠松在中の長屋さんもその委員会に所属されている話をしてもらったんですけれども、今各務原のほうのお仕事をされて、非常に各務原と強い連携を取っておられるんですけれども、笠松ともぜひもっともっとやりたいという話をしていただきましたので、単純にこういうことだけではなく、もちろん就職先であったり、生徒の募集であったりということについても、今後とも学校ができたこと自体が偶然ではなく、あそこにもどうしても必要だったから造ったという設立の経緯もございます。私も同窓会報に2年にわたって記事を書かせていただいて、いろいろ調べましたけれども、あそこには偶然できたわけではなく、どうしてもあそこに欲しいということで当時の笠松町民とかの皆さんの熱意によってあそこに誘致されたという歴史があるわけですから、とても重要な施設だというふうに考えておりますので、ぜひとも一層の連携をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） デマンドタクシーの件についてお答えをさせていただきます。

まず、この社会実験を導入しました理由としましては、巡回町民バスでの交通空白地帯とか、あと御要望が多かった病院、買物への乗り入れというようなことで、岐阜地区、柳津地区のほうでチョイソコカラタンを開始されたということで、その拡充という形でまず始めさせていた

できました。

それで、もちろん他の地域のところでも多くやってみえます。いろいろ私もちょっと調べてみましたけど、中には路線バスが廃止したのでこれの運行を始めたとか、高齢化の高い小学校区の65歳以上だけを乗せるということで始めたとか、やはり地域の実情によって全く変わってきますので、それぞれで実証実験の結果が出ております。参考になる部分は参考にしていきたいと思いますが、やはりこの地域での実証実験での結果というのが一番大事なものだなあと思っているところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

確かに今のチョイソコのようなシステムを町独自でつくろうと思うと、とても今あるような予算の中でできるようなものではないので、あるものを上手に利用するというのはとても大事なことだと思います。

それもそうですし、それぞれの地域で必要に応じて必要な形での社会実験を行うということも大事ですけれども、幅広い見地で見ると、この町に合って、より一層コストパフォーマンスの高いものを築いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 尾関俊治議員。

○4番（尾関俊治君） 1件だけお願いしたいんですけれども、20ページの真ん中ですね。第6項 統計調査費の中なんですけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけれども、工業統計調査というものが毎年あったと思うんですけれども、今年度、令和3年度は恐らく10月1日の基準で、経済センサスがあるときは工業統計調査はないというふうに聞いてはいるんですけれども、例えば予算の中にこの工業統計調査というが入っているのか入っていないのか、ちょっと、僕、分からなかったもんですから、それをちょっと教えていただければと思うんですけれども、お願いします。

○議長（田島清美君） 質疑、採決の途中ですが、この際、40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

4番 尾関議員の質問に対する答弁を求めます。

堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 申し訳ありませんでした。

尾関議員さんからいただきました統計調査費の中で、令和4年度工業統計が含まれていないかということですが、令和4年度の統計調査の中に工業統計は含まれておりません。令和4年度から国の直轄ということで国が直接調査を行うということに変わりましたので、町の予算には組んでいないというところでございます。

あとまた統計の調査方法につきましては、まだ国のほうからは来ておりませんので、詳細は不明ということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 4番 尾関俊治議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

そうですね。工業統計は毎年あったんですけども、今回なかったということで、ちょっと疑問だったので質問させていただきました。

なかなかこの統計調査というのが、調査員が集まらないということはあると思います。特に大きい国勢調査のときとかは、ほとんど職員の方で賄っているんじゃないかと思います。その中で調査員というのは、当然職務中というのとはできないと思うんですけども、特に国勢調査の指導員というのは、書面で見ると検査をするという部分になるので、そのところをなかなか仕事中にやるというのはないと思うんですけども、必ずその辺のところは徹底してやっていただければと思います。以上です。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

予算書40ページ、説明書20ページからの第3款 民生費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） それでは、民生費、よろしくお願いいたします。

まず20ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の中の日赤災害救援車両購入補助金が新規でついているようですが、この補助金として180万円で、買う車の計画が188万円ということでしょうか。どのような車を買われるのか、お尋ねします。

それから、21ページに行きまして、地域福祉計画策定委託料（新規）で205万4,000円が組まれております。そして、その説明の中の下にR4アンケート調査・分析、R5計画策定までを行われるということだと思いますが、その地域福祉計画というのは、笠松町全域の対象になった計画になるのですか、お尋ねします。

それから、その下の再犯防止支援事業、これは刑務所との関わりで出てくるのではないかと

と思いますが、どのような支援事業が行われるのか、お尋ねします。

それから、第2目 厚生会館費なんですけど、今、ここの使用はそんなに多くなってはいないのではないかと思いますし、この鍵をどこかに預けていて借りる委託料なんですか、24万8,000円ですが。

それから、次に、第3目 老人福祉費の中で敬老会の話が出てきますが、次の22ページの敬老祝金のところだけを見ましても、77歳が168人、88歳が146人ということからいきましても、私たちの世代だと思えますが、77歳から88歳で22人減るだけで、皆さん元気に生きて頑張れる年代になってきたのかなあ、人生100年のような形かなと思ったりするんですが、99歳になりますと14人という関係になりますと、この77、78歳の辺りは、働きどころのまだ対象かなとも思ったりするんですが、それからしましたときに、敬老会の対象者の88歳の参加人数40人というのは、もう少し違って来るようにも思いますが、その辺をどのように見ていらっしゃるのか、お尋ねします。

次に、22ページに同じようにはありますが、今、独居老人の世帯はどれぐらいあるんでしょうか。その点からまずお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

それから、第4目 障害福祉費の関係ですが、長池にあります作業所ですが、当然ずっといらっしゃる方もありますけれども、毎年新しい人も関係して作業所に来られることになると思うんですが、どのような募集の仕方というか、あそこの作業所で働くについては、どんな手続になっているのかお尋ねします。

それから、24ページに行きまして、第6目 福祉会館費ですが、今までは福祉会館にお風呂がありましたけど、お風呂を何とかという話も聞いたような気もしますが、結論はどうなったのかお尋ねします。

そして、25ページの第2項 児童福祉費の中の第1目 児童措置費で保育環境改善等事業補助金、25ページの新規でありますけど、この事業について説明してください。

それから、26ページへ行きまして、保育所のおむつの処理の関係や、おむつの配付の関係があったのではないかと思いますけど、今年度と変わっていないのかどうなのか、お尋ねします。

それから、新しいこども館で第2目になりますけど、出発した運営費だろうと思っておりますけど、ここに働く職員さんは何人なんですか、お尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お待たせしてすみません。お答えさせていただきます。

まず20ページ、社会福祉総務費の中の日赤社の車のほうは、日産のキャラバンというちょっと長いロングタイプの車になりますが、そちらのほうの車両の価格が320万円となっております。このうち日赤岐阜県支部のほうの負担が90万円、それから日赤の笠松町分区の負担が50万

円、そして笠松町の負担が180万円ということで、この180万円を日赤の笠松町分区のほうに補助金として出します。

それから、21ページの地域福祉計画策定委託料についてですが、こちらのほうは地域福祉計画といいまして、高齢者であったり、障害者であったり、また乳幼児であったり、全ての方の福祉についての一番上の上位の計画になるものですがけれども、こちらのほうは笠松町内全てのところを網羅した計画になります。こちらのほうは、福祉を考えていくときに社協さんも一緒に考えていかないといけないので、この計画については社協さんと一緒に進めていくものです。

それから、おむつの御質問をいただきましたが、おむつについて、昨年とと言われると、この21ページの乳幼児等紙おむつ使用世帯応援事業のことでよろしかったでしょうか。こちらですと昨年と変わりません。乳幼児、高齢者、障害者世帯を対象に指定ごみ袋小を年60枚支給するというものになります。昨年と同じかということにつきましては、こちらは同じになります。

それから、続きまして厚生会館費ですがけれども、施設のほうの使用状況ですがけれども、今やはりコロナですので、まん延防止等重点措置の地域に指定されている間は利用がなかなかできないということで、今年度の利用はコロナの前に比べると少ないかと思いますが、利用はされてみえます。鍵のほうの管理は、町内のボランティアで鍵を管理してくださる方に今でもお願いをしております。

それから、老人福祉費の敬老会の参加人数につきましてですがけれども、こちらのほう、22ページの敬老祝金の77歳の人数と88歳の人数というふうに言われまして、人数のほうは20人ほどしかということなんですけど、この77歳の年齢というのが、多分、戦後の関係で人数が少ない年の方たちじゃないかと思います。昨年が259人でしたので、たまたま今回、令和4年77歳になれる方というのは、ちょっと少ない年なのかなというふうに思いますが、88歳の方は昨年とほぼ変わりません。

この40人という人数は、一応全員の方に御案内は出すんですけども、やはりなかなか来ることが難しい方もいらっしゃるかと思います。例年この40人という数字に近い数字の参加者がございますので、一応そのように予算のほうは見ております。もし人数が多くなるようでしたら、またそのときには補正とかをして予算の確保をしたいと思っております。

それから、22ページのほうになります。

独居老人の関係ですがけれども、独居老人の人数なんですけれども、こちらのほうは住民票ではなく、民生委員さんが把握していらっしゃる独居老人の数として、ちょっとすみません、1年前の数字で申し訳ないんですけども、350名というふうになっております。

それから、23ページの障害福祉費の中の笠松町の心身障害者小規模授産所運営補助金のところの御質問ですが、この所生さんの募集の仕方とか、入る手続ということでしたけれども、今、

この授産所以外にもいろんな障がいのサービスが出てきております。やはりそういうサービスを使う方が多いもんですから、今のところこの8人という方は、新規に入ってみえるというよりは、どちらかという固定されている方です。

それでもやっぱりなかなか障がいのサービスでは使いづらいという方もいらっしゃるのですが、そういう方がここを使われることがあるかとは思いますが、授産所のほうは社協さんのほうにまず使いたい場合には御相談をいただいております。授産所のほうの指導員の先生も、今の特別支援学校の高等科のほうの方とか、そういう方から御相談をいただくこともあるようです。ただ、やはり今本当に障がいのサービスがここ以外にもいろいろありますので、そういうところを利用される方が今は多いかなというふうに思っております。

それから、24ページの福祉会館費の入浴施設のことですけれども、3月3日に全協のほうで皆さんから御意見をいただきました。いきいきクラブ、老人クラブのほうとか、町内会の皆さんのほうに一度意見を聞いてという御意見をいただきましたので、それぞれに意見をお伺いしまして、近いうちに結論のほうを出していきたいというふうに思っております。

それから、25ページの児童福祉費、児童措置費の中の一番下から2つ目の保育環境改善等事業補助金ですけれども、こちらのほうは保育環境向上等事業というものと、それから安全対策事業というものがございます。この保育環境向上等事業という中には、それぞれの保育所の環境を整えるというものでございまして、こちらのほうに記載してありますように、第一保育所ですと保育室のカーテン、それから、松枝保育所、下羽栗保育所の遊戯室のどんちょうであったり、カーテンであったりというふうになっております。あと笠松保育園さんにつきましては、ステージの床の貼り替えというものになっております。こちらの環境を整える事業に対して、町のほうが補助金を支払うものです。

それから、もう一つの安全対策事業というものにつきましては、午睡チェックセンサーの更新ということで、第一保育所の乳児のお子さんが乳児突然死症候群といううつ伏せ寝をしている間に亡くられるということがございますので、それを未然に防ぐために、お昼寝をするときにチェックセンサーというものをつけてお昼寝をしていただいて、何か異常があった場合には知らせていただけるという装置がありますので、そちらの、今現在使っているものを更新されるというものになっております。

それから、26ページのこども館費です。

こちらの今現在新しいこども館のほうには、もともと田代にありましたこども館のときから変わりませんが、保育士さんが4人いらっしゃいます。4人が常に常駐で4人ということではなく、事業のあるときによって人数は変わりますが、常時2人はいらっしゃるという状況になっております。以上です。

申し訳ありません。2つほど落としておりましたので、お答えさせていただきます。

21ページの社会福祉総務費の中の矯正施設所在自治体会議負担金について落としておりました。申し訳ありません。

こちらのほうは、矯正施設が所在する市町村で矯正施設所在自治体会議というものがあります。その自治体会議を運営するに当たっての負担金を1万円お支払いするものになっております。

内容につきましては、市町村が矯正施設をはじめとする刑事司法関係機関及び地域の医療、福祉、教育就労支援、住居支援等の関係機関や、民間団体と連携をして再犯防止策を推進するための情報交換であったり、国への提言や要望を行うというような内容の会議になっております。

それからもう一つ、先ほどおむつのことで昨年と変わらないということで、今の21ページのところにあります紙おむつ使用世帯応援事業のことをお答えさせていただきましたが、26ページの一番上にあります保育所（園）紙おむつ処理事業補助金、こちらのことをお尋ねになったのでしょうか、すみません。

こちらのほうは、今、実際に紙おむつを使用しているお子さんについては、保護者の方が保育所からおむつを自宅のほうに持って帰っていただいて処理のほうをしていただいております。昨年、高橋議員さんのほうからも一般質問で御質問がありましたが、それがやはり負担になっているんじゃないかということで、一応御意見のほうとかも伺わせていただきまして、来年度からは紙おむつを保育所のほうで処分をしていただくということにしたいと思っております。その保育所で処分する費用を町が補助をするという内容になっております。第一保育所、松枝保育所、下羽栗保育所、笠松保育園の全ての保育所を対象にしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 21ページの地域福祉計画策定委託料と併せて、今年から始まって令和6年ぐらいに完成していくということのようにお聞きしたんですが、今年の事業としてここにあるアンケートを取ることと、その結果を分析して計画に移していくと、そういう中身でしょうか。

その地域福祉というときに、もちろん社協とも協働してということですが、計画策定していくに当たって、全て住民福祉部でやるのか、分析やあれするのにどのような形で行われるのか、それをお尋ねします。

独居の方が350名ぐらいということですが、これの対策としては、ここにあるペンダントを独居老人全てにではないですね。認知症とか、何かのような形の人たちにペンダントが渡されていくのか。何しろ独居老人の一番の心配は、やっぱりいつ、どこで、どうなっているか、電話しても、私なんか心配するのは、1日に3回ぐらい電話しても出なかったときなどにちょ

っと心配になったりするんですが、そういうときのお助けをするようなのが、ここにある感じかと思いますが、もう少し独居に対してどのような対応をしているのか説明してください。

そのほかに独居に対してとか、高齢者に対して元気でいつまでもということでの対策にはどのようなことを行われているのか、その点をお願いいたします。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず地域福祉計画につきましては、平成31年、令和元年ですね、から令和5年までの5年間の計画になります。こちらのほうにつきましては、まず来年度アンケートを実施させていただきます。そのアンケートの対象につきましては、笠松町内全ての18歳以上の方を無作為抽出しまして実施をしたいと思っております。前回が一応2,000件を対象に実施をしておりますので、同じように実施していきたいと思っております。

こちらのほうのアンケートの結果、それから、分析につきましてはの委託を今回委託料として上げさせていただいております。

それから、独居老人の方の対応につきましては、22ページの先ほどの独居老人等緊急通報事業のところにありますペンダントとかというふうにお話がありましたが、こちらのほうはペンダントだけではなくて、緊急通報装置というものの電話のようなもの本体と、それからペンダントをセットでお貸しをするというものになっております。こちらのほうの対象は、独居老人、独り暮らしの高齢者の方ですので、その中には認知症の方もいらっしゃるかもしれませんが、ただ、認知症の方がなかなか一人で暮らされるということも大変なこととは思いますが、対象の中には入っております。

こちらのほうは、緊急通報装置を借りたいという申請とかにつきましても、町内の民生委員さんのほうからお話をいただきます。民生委員さんが、まず町内の独居の方がどこにいらっしゃるかというのを把握されてみえますので、その方たちにお声をかけていただいて、この緊急通報装置の申請というふうにつながっていきますし、それから、毎月社協さんが「えがお」という機関誌を作っておられますので、その「えがお」をお持ちになって毎月1回は訪問のほうをされておりますので、その中で独り暮らし高齢者の方の状況の把握はされてみえます。何かあれば町のほうに御連絡がいただけるというふうになっております。

それからもう一つ、見守りネットワーク事業というものがございまして、こちらのほうは町内の事業所のほうと協定を結びまして、高齢者の方がもし万が一何かがあったとき、おうちの中で倒れていらっしゃるとかという場合に、例えば郵便物とか新聞とか、そういうものが郵便受けにたまってしまう。そういう状況を発見された場合に町のほうにお知らせいただくという見守りネットワーク事業というものを実施しております。

こちらのほうは、今現在9事業所がそのネットワークの協定を結ばせていただいております。

事業所のほうは、笠松郵便局、あと新聞社が4つ、それから宅配業者さん、コープさんとか農協さん、それから配食の事業所が協定のほうを結ばせていただいております。以上でございます。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） すみません、ちょっと何点か質問させていただきます。

主要事務事業のほうの23ページですね。第4目の障害福祉費の中で養護訓練、親子サポート教室「にじいろ」のことで出ているわけですがけれども、現在50人ほどの方が通所をされているというふうに書かれています。このところ、大体その程度の前後で人数はそれぐらいになっているわけですがけれども、ことばの教室からこども館のほうへ移られて、施設も新しくなって広くもなったということなんですけれども、受入れの人数というのは、許容の人数というものはどれぐらいに設定して、「にじいろ」になったことによって、増えることができるのかどうかということをちょっと質問させていただきます。

月齢健診のときにお言葉をいただいて、ことばの教室のほうに導入していただいて、とても喜んでいらっしゃる保護者の方にこの間もお会いしてお話はしてまいりましたが、できるだけ早い時期に療育につなげていただくというのは、最終的にその子の自立につながり、保護者にとっても安心につながっていくと思いますので、できる限りそういう方向でやっていただきたいと思いますので、そのことについて質問をさせていただきます。

次に、25ページの第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費の中の、先ほどもちょっと出ていましたけれども、午睡チェックセンサー更新ということで出ているわけですがけれども、これはスマート保育園の一環のことだと思いますけれども、スマート保育園についてどのような進捗状況になっているのか、質問させていただきます。

翌ページの26ページですね。紙おむつ処理事業補助金というのが出ているわけなんですけれども、これは小さいお子さんを持つ御家庭に対する支援事業としては、とても有効でありがたい事業だというふうに思っているわけなんですけれども、例えば民間の幼稚園で3歳未満児で通園されている方というのは、民間の保育園とか、託児所というのは、おむつについて事業所で処理していただいているのかどうかということについて調べておられるのかどうか、その点について質問させていただきます。

それで、次の27ページですね。第3目 子育て支援推進費の一番上のほうに子どもホッとカード事業ということで、これも私の一般質問と重なるところなんですけれども、子供に関するあらゆる悩みに対しワンストップで対応・支援というふうに書いてある。ここはワンストップでの支援というのはなかなか難しいという、昨日でしたか、おとついの一般質問の答弁だった

と思うんですけれども、ここで対応されている方というのは、どのようなスキルの方が対応していただいているのか。そんなすばらしい方がお見えになるのなら、ぜひ当町についてもそういうことに力を尽くしていただきたいというふうに思うんですけれども、この辺について御見解をお知らせください。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

23ページのところの親子サポート教室のところになります。この「にじいろ」の今の利用者の方が50人ぐらいということで、年々この人数がほぼ50人ぐらいで動いています。それで、この方たちの指導を実施していくに当たって、今の新しいこども館を建設するに当たりまして、今の「にじいろ」の先生方にも一緒になって、どういうふうにしていったらいいかという相談もして建設のほうを進めてきました。ですので、今のこの人数は今後もこれぐらいだろうということで、今の新しいこども館のほうの部屋の大きさとか、そういうことも考えてきましたので、今のところはこれでいけるんじゃないかというふうには思いますが、今後もし利用人数が多くなって、どうしても少し部屋が狭いとかということが出てくるかもしれませんけど、そういうときにはやり方ですので、そのためにも今のこども館と併設になっていることもありまして、こども館のほうを少し上手に利用しながら考えていくとか、そういうようなことをまた考えていきたいなというふうには思っております。

それから、25ページの午睡チェックセンサーのところに関連して、ICTのほうを第一保育所、下羽栗保育所、松枝保育所と今進められております。現在の状況ですけれども、登園とか降園されるときに時間の記録というものに使われたりとか、それから保護者からの遅刻とか欠席とかの連絡に使われてみえます。今後、園内での保育士さんたちの情報伝達とか、それからお知らせの一斉配信だとかというのを進めていくというふうに、今テストを進めておられる段階です。

また、保育士さんの働き方改革にもつながりますが、記録とか、計画とかという保育記録なども今後は利用していかれるというふうに聞いております。

それから、26ページの保育所の紙おむつの処理に関連して、民間の幼稚園とかはどうかという御質問ですけれども、全て聞いたわけではございませんが、一応笠松幼稚園さんにつきましては、御自分のところで処理をしていらっしゃるということをお聞きしております。ほかのところまでは、今はちょっと把握しておりません。

それから、最後に、27ページの子どもホッとカードにつきましては、昨日も一般質問でございましたが、なかなかワンストップでというのは確かに難しいことだとは思いますが、でも、まずは子供さんがこのカードを持たれてどこまで利用されるか分かりませんが、実際かけられる方もいらっしゃる、本当にそこから次へつないでいくという教育長さんも昨日お答えになら

れましたが、つないでいくという、それでつながれたほうはちゃんとそれを受け止めて、またそこで解決ができればしていくし、また次につなぐということにつながっていけばというふう
に思っております。以上です。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後3時28分

